

# 三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加  
お待ちしております！

埼玉県社会保険推進協議会  
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内  
三郷市社会保険推進協議会  
〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付

No.18  
2011年5月2日発行



## 4月20日裁判終了後 浦和駅西口宣伝

裁判は、4月20日午後13時30分から始まり、傍聴者48名の参加でした。今回、3人の証人は、原告が生活保護申請に福祉課を訪ねた05年2月から保護受給後2ヶ月で三郷市を追い出した06年8月までの当時の課長です。

### 三郷市証人尋問ポイント

原告代理人が、聞き出そうとしたポイントは、「生活保護行政の

## 管理監督者として

## 疑問を感じる

## 三郷市の3人の課長

三郷生活保護裁判は、三郷市を相手に、生活保護の申請を拒否され続けたご家族が国賠訴訟の提起をし、2007年10月31日、さいたま地裁第1回口頭弁論が開始されて以降、13回の口頭弁論・5回の証人尋問が行われています。4月20日の第18回は、原告が生活に困り福祉課に足を運んだ2005年2月当時から、申請を受理した2006年6月、受理2ヶ月後には、他市に転居させた当時の課長3名の証人尋問が行われました。次回、6月22日は、原告と被告双方の今後の証人採用について意見を判断し、尋問日程が判断されます。次回傍聴をお願いします。

課長職に就くものとして、申請権侵害が起きぬよう、部下の管理監督をおこなない、適正な保護行政を推進していたか。また、申請受理後においても、適切な判断指導を行っていたか。」でした。

### 一人目証人

04年4月から福祉課長になり、05年2月、3月と原告が福祉課に申請していた当時の課長。

預貯金なし、収入は長男の7万円のみであったが、現金があると思いき、要保護性はないと判断していたことが浮き彫りに。  
**原告弁護士との質問** 2月1日の時点では生活できていると思ったのか。証人 そうだと思おう。

### 第十九回口頭弁論裁判

日時：二〇一一年六月二十二日（水）

午後一時三〇分～四時

傍聴の抽選は、午後一時です。

場所：さいたま地方裁判所一〇一法廷

\*弁護団報告会が裁判終了後

**原告弁護士の質問** 面接記録には預貯金なしとある。

**証人** 収入あると書いてある。

**原告弁護士の質問** 収入がいくらから聞く必要はなかったか。

**証人** 聞いていない、そこまで突き詰めて考えなかった。

**裁判官の質問** 3月22日の記録は、収入は長男の7万円しかないことは明らかで、預貯金はないことはわかっているが、それでも要保護性はないのか。

**証人** 車を持っていること、ローンを払っていること、家賃滞納もないことから、一定の現金があると思った。

**裁判官の質問** 車を手放せない事情があったことは知っていたか。  
**証人** はい。

## 二人目証人

05年4月から、一年間の福祉課長で生活保護行政に関わった経験はない課長。05年11月の相談記録に記載されている「05年9月の破産、8ヶ月の家賃滞納」などの生活状況に関する質問には、「ほとんど長い沈黙のあと「わかりません」と答え、「申請の意思がなかった」ということは即応していません。



## 4月20日裁判終了後 浦和駅西口宣伝

**原告弁護士との質問**「05年9月自己破産し、8ヶ月家賃滞納しているところを、読んで生活に困っていると思わないのか」

**証人**「わかりません。原告弁護士の質問今、現在は大変だと思わないか。」

**証人**「答えられません。原告弁護士の質問過去のことは覚えていないなら、今現在のことぐらひは答えてください。証人わかりません。」

**原告弁護士との質問**「面接記録を見て、要保護性があると思うか。証人申請の意思がなかった。」

**原告弁護士との質問**「申請の意思がなかったか。原告弁護士の質問。申請の意思を確認したかどうか。原告弁護士の質問。申請の意思を確認したかどうか。原告弁護士の質問。申請の意思を確認したかどうか。」

## 三人目証人

06年4月から福祉課長で、福祉部門の仕事は初めて。この課長のときの06年5月面談、6月申請受理、8月世帯分離と原告妻と子の保護打ち切りが行われています。判断を要する対応は、「ケースワーカーが協議して行っており、適切に対応している」という回答が随所にあり、担当者まかせが推察できます。

**原告弁護士の質問**「面接記録の内容が不適切な場合の指導はしていたか。証人説明を求めたこと。原告弁護士の質問。課長として、全く指導する必要がある完璧な内容」

だったのか。証人ケースワーカーが相談の内容を聴き取り、他のケースワーカーと協議して対応しているのか。原告弁護士の質問。面接記録を見てどうか。原告弁護士の質問。面接記録を見てどうか。原告弁護士の質問。面接記録を見てどうか。」

**原告弁護士の質問**「面接記録を見てどうか。原告弁護士の質問。面接記録を見てどうか。原告弁護士の質問。面接記録を見てどうか。」

**原告弁護士の質問**「面接記録を見てどうか。原告弁護士の質問。面接記録を見てどうか。原告弁護士の質問。面接記録を見てどうか。」

**原告弁護士の質問**「面接記録を見てどうか。原告弁護士の質問。面接記録を見てどうか。原告弁護士の質問。面接記録を見てどうか。」

ではない。原告弁護士の質問。面接記録を見てどうか。原告弁護士の質問。面接記録を見てどうか。原告弁護士の質問。面接記録を見てどうか。」

**原告弁護士の質問**「面接記録を見てどうか。原告弁護士の質問。面接記録を見てどうか。原告弁護士の質問。面接記録を見てどうか。」

**原告弁護士の質問**「面接記録を見てどうか。原告弁護士の質問。面接記録を見てどうか。原告弁護士の質問。面接記録を見てどうか。」

**原告弁護士の質問**「面接記録を見てどうか。原告弁護士の質問。面接記録を見てどうか。原告弁護士の質問。面接記録を見てどうか。」

証人多いかと思う。裁判官の質問。部内での相談で生活保護開始相当と判断したものを不該当と判断した事例はあるか。証人ない。

**裁判官の質問**「部内での相談で生活保護開始相当と判断したものを不該当と判断した事例はあるか。証人ない。」

**裁判官の質問**「部内での相談で生活保護開始相当と判断したものを不該当と判断した事例はあるか。証人ない。」

**裁判官の質問**「部内での相談で生活保護開始相当と判断したものを不該当と判断した事例はあるか。証人ない。」

**後書** 三郷市では、原告が福祉課に通った約1年半の間に3人の課長が務めました。それぞれの課長が1年ほどしかその役職に就いておらず、経験に関係なく着任していることが推察されます。課長が自分よりも経験と専門知識を持っている部下を適切に管理監督できていたか、疑われるものです。  
**お願い** 平成17年から18年頃、原告と同じように三郷市福祉課に何度行っても保護申請をさせてもらえなかった経験を弁護団にお話しして、裁判に協力していただける方は、以下の連絡先までご連絡下さい。TEL048-838-0771 (支援する会・舟橋)